一般廃棄物受入基準

(リサイクリーンへ直接搬入する場合)

令和6年12月1日改訂

中空知衛生施設組合

中空知衛生施設組合一般廃棄物受入基準 (リサイクリーンへ直接搬入する場合)

平成15.4.1制定 平成16.4.1変更 平成18.4.1変更 平成19.5.1変更 平成26.4.1変更 令和6.12.1変更

構成市町で発生した家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、許可業者又は 排出者自ら(事業所・個人)がリサイクリーンへ直接搬入する場合の受入基準につい て定める。

1. 施設受入体制

○施設場所 滝川市東滝川760番地1

○受入時間 午前8時45分から午後4時30分まで

○休 日 日曜日、12月31日~1日2日、5月3日~5月5日

○受入対象者 ①構成市町 (滝川市・芦別市・赤平市・新十津川町・雨竜町) で

発生した一般廃棄物を自ら搬入する者 ②構成市町長の許可を受けた許可業者

〇場内搬入路 (図-1, 図-2 参照)

2. 受入可能な廃棄物

構成市町で発生した家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物で以下に掲げるもの。 ただし別に定める受入不適物、受入不可物を除く。

- ①生ごみ
- ②燃やせるごみ
- ③燃やせないごみ
- ④粗大ごみ
- ⑤資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、古紙類)
- ⑥小動物の死体
- ⑦特定品目

※芦別市からは「生ごみ」のみ受入れる。

3. 搬入形態

- ・廃棄物の種類毎に搬入すること。
- 混載する場合は、明確に区分して搬入すること。

4. 搬入車両

「粗大ごみ」、「資源ごみ」は、パッカー車での搬入を不可とする。

5. その他留意事項等

- 受入基準を遵守すること。守られない場合は受入れできない場合がある。
- 搬入は、施設職員の指示に従い速やかに行うこと。
- ・搬入物の確認(展開検査等)のため、通常より時間を要する場合がある。
- 次に示す受入不可物及び産業廃棄物は受入れできない。

6. 受け入れできない主な廃棄物

○主な受入不可物

○主な受人不可物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
受入不可物の種類
①産業廃棄物 ※下表参照
②特別管理一般廃棄物
③特定家庭用機器(家電リサイクル法) テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
④廃ゴムタイヤ(自転車用を除く)
⑤バッテリー
⑥消火器
⑦LPガスボンベ、プロパンガスボンベ類
⑧廃油(凝固剤等で固めたもの含む)、油・塗料等の入った容器
⑨農薬、劇薬類
⑩動物の死体 (概ね 30kg を超えるもの)
⑪汚泥
⑫土砂(鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のものは除く)
13すき取り物、抜根
④がれき、石、レンガ、ブロック類、石こうボード、グラスウール
⑤農機具類
16オートバイ、水上バイク
⑪ピアノ

○産業廃棄物

18有害性、爆発性、引火性その他危険性のあるもの

(塗料、シンナー、灯油、ガソリン、オイル、火薬 など)

産業廃棄物の種別		主な発生元	
廃プラスチ	スチロール箱・緩衝材	一般事業所、電気店、スーパー など	
ック類	商品梱包用ビニールひも・テープ	市場、スーパー など	
	畳 (建材ボードを使った物)	畳店 など	
	店舗の陳列ケース	スーパー、販売店 など	
	タイヤ	整備工場など	
金属くず	一斗缶(食品用・オイル用・塗料 用)	一般事業所、整備工場、市場、学校 など	
	陳列棚・看板	店舗 など	
	机、椅子、ロッカー等	店舗・事務所・学校 など	
	家電類 (一般家庭からの下取り)	電気店・リサイクルショップ など	
ガラスくず	蛍光管	店舗・事務所 など	
廃油	食用油、ラード、鉱物油 など	レストラン、スーパー、整備工場、 給油所 など	

7. 廃棄物種類毎の受入基準等

一般廃棄物の搬入は、下表の廃棄物の種類毎に分別し搬入すること。

廃棄物の種類	受 入 基 準 等
①生ごみ (厨芥ごみ、野菜くず、草 花 など)	 ○受入基準 ・生ごみで、下記に掲げる受入不適物以外のもの。 ・土は落として搬入すること。水切りされていること。 《受入可能物》 厨芥ごみ、野菜くず、果物の皮、草花類、ぬか、麹など生草、卵の殻など ○搬入方法 ・中身の確認出来る袋(透明・半透明)若しくは容器(バケツ等)で搬入すること。 ・袋の厚さは市町指定袋と同程度以下とすること。 ・車種制限なし。 ○その他 ・搬入量が多量となる場合は、組合に事前連絡すること。 《受入不適物》 食用油(固形化したものを含む)、とうもろこしの皮、直径3cm以上の骨、鰹節など硬質なもの、木屑、剪定枝、枯れ草、動物の死体など
②燃やせるごみ (紙くず、皮革類、ゴム類、 ビニール類、プラスチック類、布類、スチロール類、 草 など)	〇受入基準 (別表参照)

○燃やせるごみの受入れ基準 別表

OW! 1 C 9		712	
区分	ごみの種類及び留意事項		
受入れ可 能品目	紙くず、木くず、枯れた草花、布類、ビニール類、皮革類、ゴム類、プラスチック類、貝殻、とうもろこしの芯、その他可燃性のもの。 ※食品その他用容器、パッケージ、ポリ袋、ラップ等包装材は、中身を出し切り、軽くすすぐなどして、内容物や付着物は取り除くこと。 ※異物(土、砂、石、ガラス、金属等)は取り除くこと。		
ひも状の もの	ひも、縄、ロープ、 テープ、リボンな ど	伸ばした状態で、長さ 1m以下 ※カセットテープ、ビデオテープ、印字リボン等はカー トリッジ外へ1m以上伸びた状態でも切断は不要。	
管状又は 筒状のも の	ホース、塩ビ管、 ポリ管、紙管など	直径 15cm 以下、又は外周長 50cm 以下、長さ 70cm 以下 (ビニールやゴム等軟質のもので、直径 3cm 以下のものは長さ 1m以下)	
木くず、 木製品、 その他可	丸太、角材、棒き れ、選定枝など棒 状のもの	直径 10cm 以下、又は外周長 30cm 以下、長さ 70cm 以下 (小 枝等柔軟性を有するもので、直径 2cm 以下のものは長さ 1m 以下)	
燃物 (棒 状又は板 状のも の)	板きれ、板類、書 籍類など板状の もの	厚さ 5cm 以下、幅 30cm 以下、長さ 50cm 以下 ※板類とは幅が厚さの 4 倍以上のもの。	
繊維類、シート類	衣料、じゅうた ん、カーペット、 カーテン、布団、 毛布、ビニルシー トなど	広げた状態で、幅1m以下、長さ1m以下 ※衣類は切断不用。 ※羽毛製品は切断せずに小さくたたみ、紐で十文字に硬く縛ったうえで袋(700以下)に入れること。	
発泡スチロール	保冷箱、梱包材、 緩衝剤、容器など	高さ又は厚さ 40cm 以下、幅 40cm 以下、長さ 40cm 以下 ※中が空洞であっても基準は外形の大きさに適用。	

丸める・畳むなどして袋に入れる場合は、幅と長さについて適用しない。ただし、長さが1mを超えるひも状のものについては、解けないように結束した上で袋に入れること。

○燃やせるごみの受入不適物

内部に金属の電熱線がある物(電気毛布、ホットカーペット、電気ひざ掛けなど)

内部が金属線のコード類 (アンテナケーブル、イヤホンコード、延長コードなど)

不燃素材の粘土(土製、油粘土、陶芸粘土、石粉粘土、銀粘土など)

無機繊維の物(炭素繊維、ガラス繊維、金属繊維及びこれらを含むプラスチックなど)

発火性或いは引火性のある物(文化焚きつけなど着火材、固形又はジェル状の着火補助剤など)※文化焚きつけは、発火・引火の恐れをなくすれば受入れ可。

ペットの糞、汚れた容器(弁当箱など)

廃棄物の種類	受 入 基 準 等			
③燃やせないごみ	○受入基準			
(陶磁器、ガラス類、金属類 ・資源ごみ以外の缶・びん類 など)	・不燃性のもの(可燃性一部含む)で、下記に掲げる受入不適物以外のもの。 ・概ね 40 ℓ 程度の袋に入る大きさのものが対象の目安。 《受入可能物》 (不燃性)ガラス、花瓶、やかん、なべ、傘、アルミ箔、			
	ア物類(※厚紙等で保護する)、直径 3cm を超える骨、50cm 以下の電気コード、土砂(鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のもの)、携帯電話端末・PHS 端末・パソコン・デジカメなど使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令に規定する小型電子機器(付属する電気コードは50cm 以下のもの)など (缶・びん) 1.8 ℓ を超えるびん、菓子類の角缶、容量 1 ℓ を超える缶類(※中を洗浄する)など			
	(可燃性) 木屑、剪定枝、木材類、厚い書籍類(厚さ 5cm 超が目安) ※紙類は「資源ごみ」での搬入を基本とする。			
	○搬入方法 ・中身の確認出来る袋(透明・半透明)若しくは容器で搬入すること (別途展開検査実施)。土砂は、土砂のみを中身の見える袋(透明・ 半透明、破れない厚さのもの)に入れてから、燃やせないごみとし て区分した袋に入れて搬入すること。 ・車種制限なし			
	○その他・搬入量が多量となる場合は、組合に事前連絡すること。			
	《受入不適物》 ・がれき、レンガ、ブロック、庭石、廃油・塗料が残った缶・容器、スプレー缶、カセットボンベ、ライター、電池類(アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池、リチウム電池、充電池等)、蛍光管(割れたものも含む)など			
④粗大ごみ	○受入基準			
(可燃ごみ・不燃ごみの 受入基準を超えるもの)	・可燃、不燃性の大型ごみで、下記に掲げる受入不適物以外のもの 《受入可能物》			
	(家電・家具・寝具類など) 家電リサイクル法対象品目以外の電気製品、机、テーブル、 ソファー、スチール棚、自転車、物干し竿、畳、スノーダンプ、 ふとん(※四折りにして結束する)、			
	カーペット (※小さくたたむか丸めて結束する)、 シート類 (※小さくたたんで結束する) など ©受入最大寸法 (家電・家具・寝具類) 長 200cm×幅 150cm×厚 55cm			
	木屑・剪定枝・木材類 ○搬入方法 ・中身の確認出来る状態で搬入すること。パッカー車不可。			
	○その他・搬入量が多量となる場合は、組合に事前連絡すること。≪受入不適物≫			
	・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機 ・がれき、石、コンクリートがら、ブロック類、農機具類、ピアノ、 オートバイ・水上バイク、蛍光管(割れたものも含む) など			

廃棄物の種類	受 入 基 準 等			
⑤資源ごみ	○受入基準			
容器包装リサイクル法に 規定する以下の容器包装 廃棄物及びその他古紙類	・資源ごみで下記に掲げる受入不適物以外のもの 《受入可能物》			
・スチール製容器包装・アルミ製容器包装・ペットボトル	(缶 類) スチール缶・アルミ缶(飲料用) 容量 1 0 以下の缶類 (缶詰など) ・中が洗浄され、異物が混入していないこと。			
・ガラス製容器・紙パック・段ボール製容器包装	・缶はつぶさないこと。・アルミ、スチールは分けないで可。			
・新聞、雑誌等の古紙	(びん類)1.8 ℓ 以下のワンウェイびん・リターナブルびん、 化粧品のびん ※くもりガラスのびんも受入れ可能			
	※リターナブルびんは、販売店等への返却を推奨・中が洗浄され、異物が混入していないこと。・びんは割らないこと。			
	・びんの種類毎に分けないで可。			
	(ペットボトル) ペットのマークのついたペットボトル			
	・中が洗浄され、異物が混入していないこと。・キャップ、ラベルが外されていること。・つぶさないこと。			
	(古紙類) 紙パック、段ボール、新聞 (チラシ <u>含む</u>)、雑誌 ・乾燥されていること。 ・紙パックは洗浄し、広げた状態であること。			
	○搬入方法・資源ごみの種類毎に、缶、びん、ペットボトルについては中身の確認出来る袋(買物袋は可)か容器で、古紙類については中身の確認出来る袋か結束した形で搬入すること。・パッカー車不可。○その他・搬入量が多量となる場合は、組合に事前連絡すること。			
	《受入不適物》 (缶 類)スプレー缶、カセットボンベ、オイル・塗料缶、			
	(山 類) スクレー 山、ガビッドがつく、オイル・ 室村山、 その他金属類、菓子類の角缶、容量 1 ℓ 超の缶 など (びん類) 薬品のびん、1.8 ℓ を超えるびん、			
	コップ等ガラス食器類、ガラス、陶磁器類 など (プラスチック類) ペット以外のプラボトル、洗剤・食用油用のプラ容器、 トレー・卵ケースなどのプラ容器 など			
⑥小動物の死体	○受入基準			
	・概ね 30kg 以下の小動物の死体 ○搬入方法			
	・ビニール袋に入れること。・定期的に搬入する場合は別途協議を要する。			
	≪受入不可物≫ ・概ね 30kg を超える動物の死体、腐敗死体及び解体死体			

8. 特定品目

- ○以下の廃棄物については、破砕不可など通常の処理ラインに乗らないため、前記①生 ごみ~⑤資源ごみの区分とは別に受入れを行なう。
- ○搬入時に前記①生ごみ~⑤資源ごみと明確に区分されている必要がある。

○受入可能なもの

廃棄物の種類	留意事項	備 考
①電池類(アルカリ電池、マンガン電池、 リチウム電池、ボタン電池、充電池等)	「燃やせないごみ」での排出不 可。	①、②は同一袋等 で混合搬入可
②水銀体温計、水銀血圧計	割れないようにすること	
③蛍光管	割れないようにすること 割れたものも受け入れる 「燃やせないごみ・粗大ごみ」 での排出不可	
④ ライター	中身を完全に使い切ること	
⑤スプレー缶、カセットボンベ	中身を完全に使い切り、穴を開けてガス抜きすること。 「燃やせないごみ」での排出不可。	④、⑤は同一袋で混 合搬入可能

- ※ ①、②、④、⑤は、中身の確認できる袋(透明・半透明)に入れること。
 - ③蛍光管は、次のように扱うこと。
 - ・割れていない蛍光管 包装されていたケース等に入れる。複数の場合縛る。 又は中身が確認できる袋(透明・半透明)に入れて口を縛る。袋からはみ出て も可。
 - ・割れた蛍光管

破けにくい中身が確認できる袋(透明・半透明)に入れて口を縛る。

※ 特定家庭用機器(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機)のうち、 構成市町によりリサイクル不能と判断され正規の回収ルートに乗らないものについて は、別途協議により受入れ判断することとする。

9. ひも類など線状物のごみ種別

	伸ばした長さ	搬入形態		ごみ種別
可燃性	約1m以下		袋入り	燃やせるごみ
	約1m以上	丸めて縛る	袋入り	燃やせるごみ
			袋なし	粗大ごみ
不燃性	約 50cm 以下	_	袋入り	燃やせないごみ
		_	袋なし	粗大ごみ
	約 50cm 以上	_	_	粗大ごみ

※カセットテープ、ビデオテープ、インクリボン等は、カートリッジに収納された状態で「燃やせるごみ」とする。カートリッジ外へ1m以上伸びた状態でも「燃やせるごみ」とする。切断は不要。

10. 受入基準に係る特記事項

- (1) 粗大ごみに該当する木屑・剪定枝・木材等の受入について
 - 棒状のもの:長さ1.5m以内、直径20cm以内 縛った状態が概ね直径40cm以内に収まるようロープ等で結束して搬 入すること。
 - 板状のもの: 長さ 1.5m以内、幅 90cm 以内、厚さ 5cm 以内
 - 搬入量が多量になる場合は、組合に事前連絡すること。
- (2)草(生草・枯草)の受入について
 - ・枯草は「燃やせるごみ」で受け入れる。生草は、少量搬入の場合「生ごみ」扱い となるが、多量搬入の場合は事前に連絡すること。
 - 原則として袋に入れて搬入すること。
- (3) 野菜類(生ごみ)の受入について
 - ・搬入量が多量になる場合は、組合に事前連絡すること。
- (4) 蛍光管の受入について
 - ・蛍光管は割れていない状態で「特定品目」として搬入すること。
 - やむを得ず割れた場合も、中身の見える袋に入れ、口を縛り「特定品目」として 搬入すること。
 - 「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」での搬入は不可とする。
- (5) その他留意事項
 - 一時的に多量のごみ(剪定枝、草、引越しに伴うもの等)を搬入する場合は、組合へ事前連絡すること。なお、その際には複数回に分けて受け入れるなどの受入調整を行う場合がある。
 - ・場内において展開検査(内容物の確認)を実施する場合がある。

11. 構成市町の廃棄物担当窓口 (令和6年12月1日現在)

○滝 川 市 滝川市市民生活部くらし支援課(環境衛生担当)

Tel 0125-28-8013 (直通)

0125-23-1234 (内線1358、1359、1360)

○芦 別 市 芦別市市民福祉部市民環境課環境生活係

Til 0124-27-7361 (直通) 0124-22-2111 (内線 142)

○赤 平 市 赤平市市民生活課生活環境交通係

Tel 0125-32-2215 (直通)

○新十津川町 新十津川町住民課住民活動グループ

Tel 0125-76-2130 (直通)

〇雨 竜 町 雨竜町住民課福祉生活環境担当

Tel 0125-77-2212 (直通)

【中空知衛生施設組合事務局】

住所:〒073-0026 滝川市東滝川760番地1

Tel 0125-75-3800